

2025年2月28日

投資家の皆様へ

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

CB オープン
繰上償還に関する手続き実施のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社が設定・運用しております「CB オープン」(以下「本ファンド」といいます。)につきまして、下記のとおり、繰上償還に関する手続きを実施させていただきます。

本ファンドへの投資をご検討いただく際には十分ご注意くださいよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 対象ファンドの名称

CB オープン

2. 繰上償還に関する手続きを実施する理由

本ファンドの主要投資対象であるわが国のCB(転換社債)につきましては、市場規模の縮小により取引コストが上昇していることや銘柄選定時において投資候補銘柄を確保することが困難となる状況が想定されます。そうしたことを踏まえ、今後本ファンドの基本方針に沿った運用が困難になる事態が想定されることから、運用を継続するよりも、ご資金を返還の方が受益者様にとって有利である[※]との結論に至ったため、繰上償還手続きを実施する方針といたしました。

※ 本ファンドの約款第45条第1項に定める「この投資信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき」に該当する状態であると判断しております。

3. 手続きおよび日程

2025年4月7日に繰上償還に関する可否決定を行い、2025年6月11日付で繰上償還を行う予定です。なお、下表の異議申立期間中に異議申立てを行った受益者様の保有受益権口数の合計が、公告日(2025年3月3日)時点の受益権総口数の2分の1を超えない場合に繰上償還が決定いたします。

日付	内容
2025年3月3日	公告日(対象受益者の確定日 [※])
2025年3月3日 ~ 2025年4月3日	異議申立期間
2025年4月7日	繰上償還の可否決定日 【可決の場合】募集最終日
2025年4月11日 ~ 2025年4月30日	買取請求期間
2025年6月11日	繰上償還日【予定】

※公告日(2025年3月3日)時点の受益者様が、繰上償還に関する異議申立ての権利を有する対象受益者となります。なお、2025年3月3日付以降の受付となるお申込みにより取得された受益権、および2025年2月28日付以前の受付となるお申込みにより換金(解約)された受益権については、異議申立ての権利はございません。

以上

CBオープン

追加型投信／国内／債券



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社 (ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：16兆2,115億円

(資本金、運用純資産総額は2024年12月30日現在)

■ 受託会社 (ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

 三井住友トラスト・アセットマネジメント

 ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

 フリーダイヤル：0120-668001
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	国内	債券

属性区分		
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
債券 その他債券	年1回	日本

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行うCBオープンの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月28日に関東財務局長に提出しており、2025年3月1日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。

✓ ファンドの目的・特色



ファンドの目的

わが国の転換社債等(転換社債及び転換社債型新株予約権付社債をいいます。以下同じ。)を中心に投資し、「債券の安定性」と「株式の成長性」という特性を最大限に活用して、投資信託財産の安全性を重視するとともに、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1. わが国の転換社債(CB)等を主要投資対象とします。

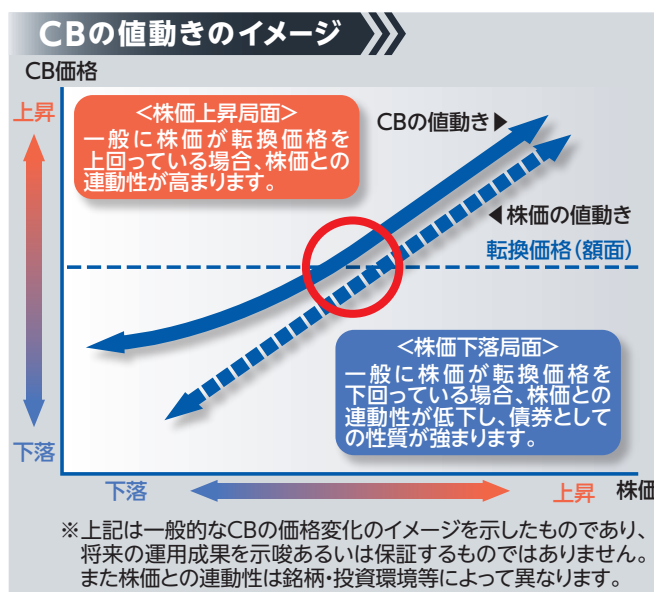
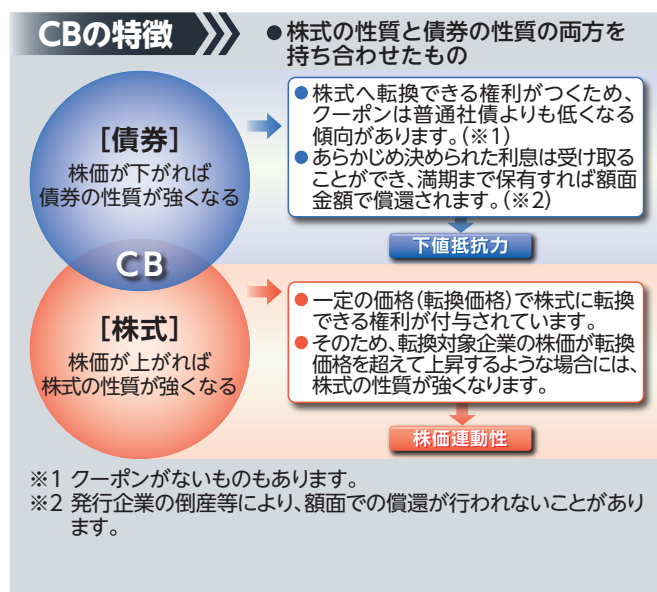
ファンドのしくみ



? CBとは

CB(Convertible Bond:転換社債及び転換社債型新株予約権付社債)とは、社債の1つで、あらかじめ決められた条件で同一会社の株式に転換することができる権利がついた社債です。

一般的には「転換社債」あるいは英語の「Convertible Bond」の頭文字をとって「CB」と呼ばれています。



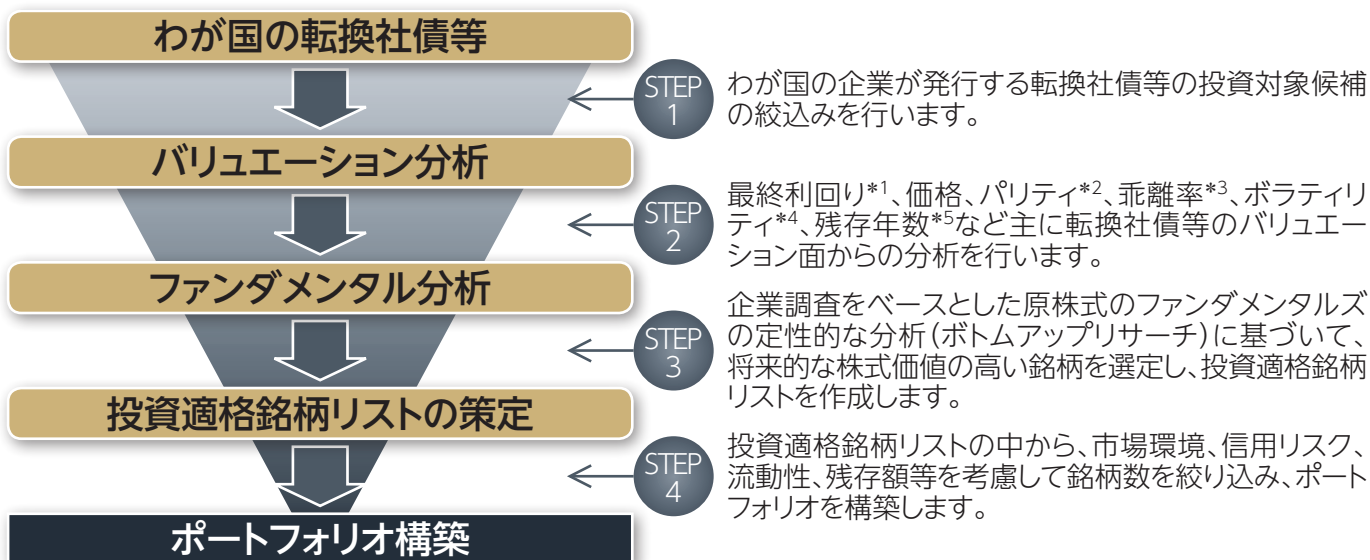
✓ ファンドの目的・特色

ファンドの特色

2. 下値リスクを極力抑えつつ、株価上昇時の値上がり益を追求し、銘柄個々の特性を活かした運用を行います。

- 債券として割安な銘柄、株式として成長性の期待できる銘柄など銘柄個々の性格を見極め、さらに市場環境を分析して、安定性を重視しながらファンドの成長を図ります。
- 相場下落の可能性が高いと判断した場合には、キャッシュ比率の引上げ及び国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引により、実質的な転換社債等への投資比率を引下げるよう努めます。

運用プロセス



*1～5についてはP9用語解説をご確認ください。
※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

分配方針

- 原則として、毎年11月29日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益等の全額とします。
- 分配金額については、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 転換社債等への投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 外貨建資産への投資は行いません。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

投資リスク



基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。従って、**投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様には帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

転換社債 (CB) の 価格変動リスク	転換社債等の価格は、転換等の対象となる株式の価格変動や金利変動、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。転換社債価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要がある場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

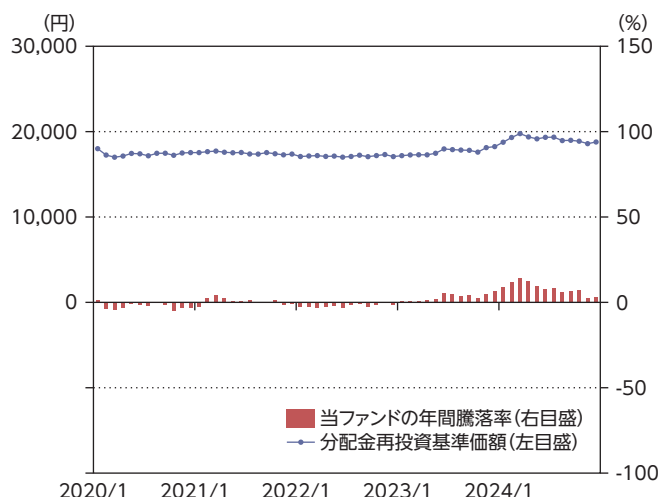
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

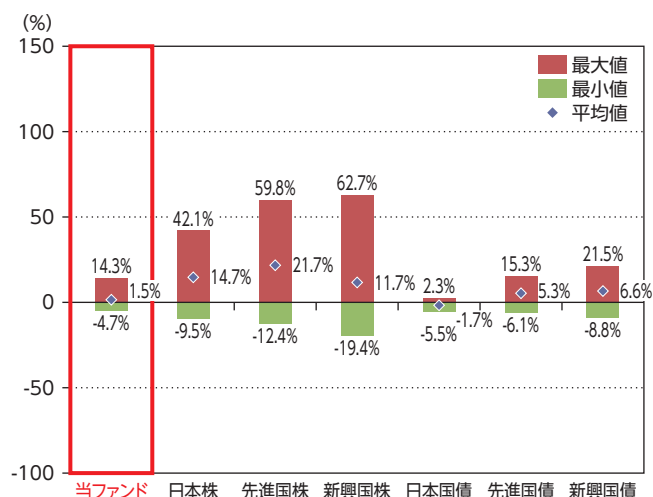
- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*2020年1月～2024年12月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

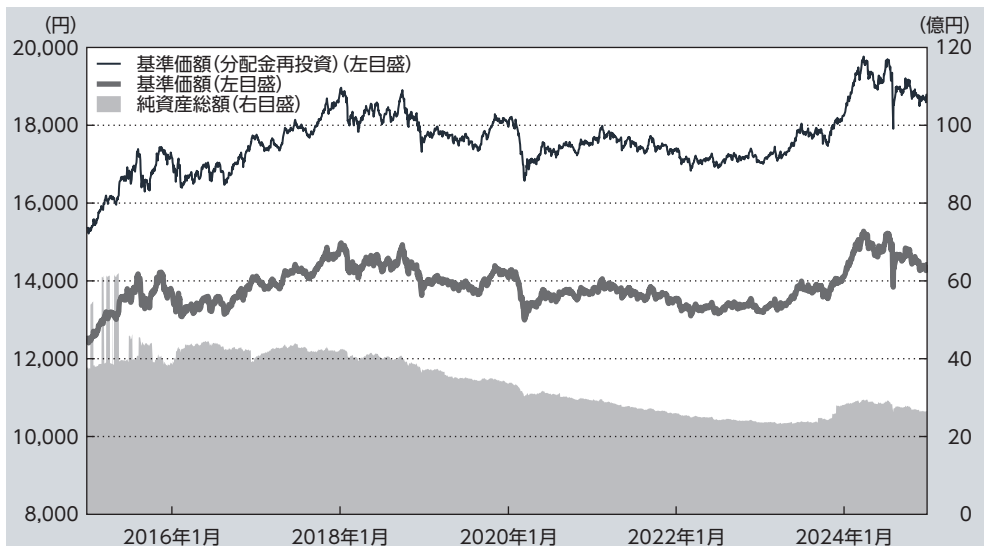
各資産クラスの指数について

日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み)	TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。[配当込み]指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPMorgan・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)	本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。



基準価額・純資産の推移



基準価額	14,416円
純資産総額	26.53億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	分配金
2020年11月	50円
2021年11月	50円
2022年11月	50円
2023年11月	50円
2024年11月	100円
設定来 分配金合計額	3,140円

※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※上記グラフは作成基準日以前の直近10年間を表示しております。

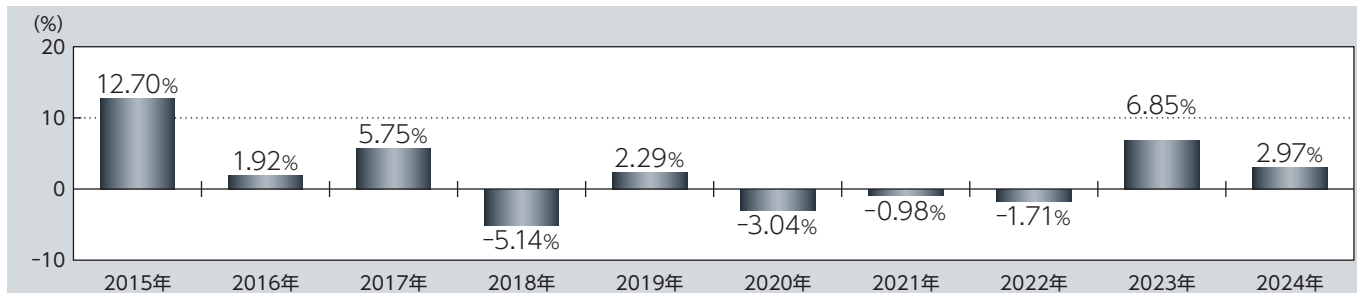
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国/地域	種類	利率	償還期限	投資比率
東急 ユーロ円CB 2028/9/29	日本	転換社債	0.00%	2028/09/29	7.3%
イビデン ユーロ円CB 2031/3/14	日本	転換社債	0.00%	2031/03/14	7.1%
セーレン ユーロ円CB 2025/12/29	日本	転換社債	0.00%	2025/12/29	6.3%
太陽誘電 ユーロ円CB 2030/10/18	日本	転換社債	0.00%	2030/10/18	6.2%
東邦ホールディングス ユーロ円CB 2028/6/16	日本	転換社債	0.00%	2028/06/16	5.8%
エディオン ユーロ円CB 2025/6/19	日本	転換社債	0.00%	2025/06/19	5.6%
山善 ユーロ円CB 2026/4/30	日本	転換社債	0.00%	2026/04/30	5.4%
ダイフク ユーロ円CB 2030/9/13	日本	転換社債	0.00%	2030/09/13	5.4%
ニプロ ユーロ円CB 2026/9/25	日本	転換社債	0.00%	2026/09/25	5.0%
日本製粉 ユーロ円CB 2025/6/20	日本	転換社債	0.00%	2025/06/20	4.8%

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年3月1日から2025年8月29日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	無期限(1999年11月30日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が3億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合
決算日	毎年11月29日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	900億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※上記は、2024年12月30日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に 2.2% (税抜2.0%) を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。												
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>運用管理費用 (信託報酬) の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。</p> <p>純資産総額に対して年率0.77% (税抜0.7%)を乗じて得た額 $\text{信託報酬} = \text{運用期間中の基準価額} \times \text{信託報酬率}$ 支払先毎の配分は以下の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>内訳</th> <th>主な役割</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>年率0.33% (税抜0.3%)</td> <td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年率0.363% (税抜0.33%)</td> <td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年率0.077% (税抜0.07%)</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td> </tr> </tbody> </table>	支払先	内訳	主な役割	委託会社	年率0.33% (税抜0.3%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	年率0.363% (税抜0.33%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.077% (税抜0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
支払先	内訳	主な役割											
委託会社	年率0.33% (税抜0.3%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価											
販売会社	年率0.363% (税抜0.33%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年率0.077% (税抜0.07%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
その他の費用・手数料	<p>有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用 												

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。

ファンドの費用・税金

〈税金〉

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記税率は2024年12月30日現在のものです。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.80%	0.77%	0.03%

※対象期間は2023年11月30日～2024年11月29日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



〈『運用プロセス(P2)』で使用している用語について〉

- *1. 最終利回り
転換社債等価格に対する、債券としての収益(クーポンに償還差損益を加味したもの)の割合。
最終利回り= $\frac{\text{クーポン} + (100 - \text{単価}) / \text{残存年数}}{\text{転換社債等価格}} \times 100$
- *2. パリティ
株価から逆算された転換社債等の『理論価格』。
パリティ= $\text{株価} / \text{転換価格} \times 100$ (転換価格は転換社債等を株式に転換するときの適用価格)
- *3. 乖離率
転換社債等の市場価格とパリティとの開き度合い。乖離率= $\frac{\text{市場価格} - \text{パリティ}}{\text{パリティ}} \times 100$
- *4. ボラティリティ
株式や転換社債等の価格の変動性。変動率が大きいほど一般的にボラティリティは高くなります。
- *5. 残存年数
債券の償還期限までの所要年数。

<メモ>

<メモ>

